

件名	愛媛県視聴覚福祉センター管理条例
主管課	障害福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法
<p><b>【条例の概要】</b>  視聴覚福祉センターへの指定管理者制度の導入に伴い、管理の基準、業務の範囲、利用料金等について定める。</p> <p>1 センターの業務</p> <p>(1) 点字図書館に関すること。  (2) 点字図書及び録音図書の製作並びに点字出版に関すること。  (3) 聴覚障害者に対する情報の提供に関すること。  (4) 聴覚障害者用の録画物の製作に関すること。  (5) 視聴覚障害者の各種相談に関すること。  (6) 点訳奉仕員等の養成その他視聴覚障害者の福祉に関するボランティア活動の促進に関すること。  (7) 視聴覚障害者の文化活動の支援に関すること。  (8) 視覚障害者の生活訓練に関すること。  (9) 各種の行事又は集会に必要な施設の提供に関すること。</p> <p>2 指定管理者の業務及び権限</p> <p>(1) 1に掲げるセンターの業務の実施に関すること。  (2) センターの利用の許可に関すること。  (3) 利用料金の收受に関すること。  (4) センターの施設の利用の促進に関すること。  (5) センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関すること。</p> <p>3 利用者 視聴覚障害者及び関係者</p> <p>4 利用時間 午前9時から午後5時まで。ただし、多目的ホール、和室、会議室等は午後9時まで</p> <p>5 休館日 祝日並びに1月1日から4日まで及び12月28日から31日まで  指定管理者が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に利用させることができる。  指定管理者は、知事の承認を得て休館日を変更できる。</p> <p>6 点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設の利用 館内利用又は館外貸出 登録制を採用</p> <p>7 利用の許可 多目的ホール、和室、会議室等を利用しようとする者は、指定管理者の許可が必要</p> <p>8 生活訓練 指定管理者は、知事の承認を得て生活訓練生の定員その他必要な事項を定める。  指定管理者は、選考により訓練生を決定する。</p> <p>9 利用料金 指定管理者の収入とする。  利用料金の上限額は、従前の使用料の額の概ね2倍の額を上限額として規定  視覚障害者の生活訓練に係る利用料金は、厚生労働大臣が定める基準の例による。  既に收受した利用料金は、やむを得ない場合を除き、還付しない。</p> <p>10 利用料金の減免 県又は指定管理者が施設の目的を達成するために必要な事業を行うとき等</p>	
施行日	平成18年4月1日
<p><b>【その他参考事項】</b></p> <p>1 管理経費 119,908千円（平成17年度当初予算額）  2 使用料実績 1,967千円（平成15年度実績）  3 利用者数 点字図書館 455人 聴覚障害者情報提供施設 744人（15年度末の登録数）  4 施設の種類 身体障害者更生援護施設（身体障害者福祉法第5条）  5 管理受託者 社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団</p>	